

条例施行後に整備された条例や制度

内容	熊本市の対応	関連条文
条例	① 市民参画と協働の推進条例制定(H23)	第31条【参画と協働によるまちづくり条例】
制度	② 自治基本条例庁内推進会議の設置(H22)	第 4 条【自治運営の基本原則】 第12条【市政の基本原則】
	③ 参画協働推進員制度の導入(H22)	第27条【参画の原則】 第29条【協働の原則】
	④ オンブズマン制度の設置(H23)	第23条【公的オンブズマン】
	⑤ 事務事業外部評価会議の実施(H23)	第14条【効率的かつ効果的な市制】
	⑥ コンプライアンス推進委員会設置(H23)	第17条【人事体制】 第18条【公益通報制度】
	⑦ コンプライアンス担当監設置(H23)	第17条【人事体制】 第18条【公益通報制度】
	⑧ 2000人市民委員会の設置(H23)	第27条【参画の原則】
	⑨ 市民公益活動支援基金の創設及び助成事業の実施(H24)	第30条【市民参画・協働のための仕組み】 第33条【市民公益活動】
	⑩ 区の懇話会の設置(H25)	第27条【参画の原則】
方針・計画	⑪ 審議会等の設置等に関する指針改正(H23) ※公募委員の登用促進	第19条【審議会等】 第27条【参画の原則】
	⑫ 第6次総合計画中間見直し実施(H25) ※危機管理の基本方針について編として追加	第13条【総合的かつ計画的な市制】 第24条【危機管理】
	⑬ 第5次行財政改革計画(H26～H30)の検討(H25)	第14条【効率的かつ効果的な市制】
	⑭ PI方針・PIマニュアルの改訂及び協議の徹底(H25～)	第27条【参画の原則】 第30条【市民参画・協働のための仕組み】
組織改編等	⑮ 区及び区役所の設置(H24)	第15条【組織体制】
	⑯ 市民活動支援センターの機能強化(H24)	第29条【協働の原則】
委員会設置	⑰ 第1期自治推進委員会(H22～H23) 第2期自治推進委員会(H24～H25)	第37条【自治推進委員会】